

令和元年10月 福祉用具貸与品の消費税改正操作ステップ

2019/8/30
株式会社ビーシステム

令和元年10月消費税改正に伴う、福祉用具貸与品の価格変更を以下のステップ順でファーストケアに設定してください。ステップ順に行うことで、より少ない手順で操作が可能です。価格変更を行わない場合も、設定が必要です。複写機能を使うと数クリックで完了するので必ず行ってください。操作の詳細は、ユーザーサポート情報でご案内しています。

1. 「全国平均貸与価格及び貸与価格の上限」データ入手します

厚生労働省 または テクノエイド協会HPから

令和元年10月用の

「全国平均貸与価格及び貸与価格の上限」データをダウンロードしてください。

令和2年1月貸与分から適用する

「全国平均貸与価格及び貸与価格の上限」データも既に公開されています。一緒にダウンロードしてファーストケアに取り込みましょう。

平成30年10月のデータを取り込んでいない場合も、ダウンロードしてファーストケアに取り込みます。

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

テクノエイド協会

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml#part9>

2. ファーストケアに「全国平均貸与価格及び貸与価格の上限」データを取り込みます

<<各種登録情報>><その他情報>[福祉用具貸与品情報]画面で

「上限一覧取り込み」ボタンをクリックし、

1. でダウンロードしたデータを平成30年10月用、令和元年10月用、令和2年1月用の順にファーストケアに取り込みます。

ユーザーサポート情報 → <http://www.fc-center.jp/support/1535.html>

3. 現在、ファーストケアに登録されている福祉用具貸与品の一覧を出力します

<<各種登録情報>><TOP>[福祉用具貸与品CSV出力]ボタンを

クリックし、福祉用具貸与品CSVデータを出力します。

ダウンロードしたファイル名をダブルクリックすると、Excelで開きます。

ユーザーサポート情報 → <http://www.fc-center.jp/support/1612.html>

4. 令和元年10月以降の福祉用具貸与品価格を決めてください。

3. で出力した福祉用具貸与品に対し、

令和元年10月以降の貸与品価格を決めてください。

令和元年9月までの貸与品価格の横に、令和元年10月からの貸与品価格を記載すると、次の手順でスムーズに操作していただけます。

※価格変更を行わない場合も、以下の操作が必要です。

令和元年10月 福祉用具貸与品の消費税改正操作ステップ

2019/8/30
株式会社ビーシステム

5. 令和元年10月以降の福祉用具貸与品価格をファーストケアに設定します。

<<各種登録情報>><その他情報>[福祉用具貸与品情報]画面で [新価格一括登録]ボタンをクリックし、4. で作成した福祉用具貸与品価格一覧を見ながら 令和元年10月以降の福祉用具貸与品価格を入力してください。貸与品の表示順を、3. で出力した福祉用具貸与品の一覧と同じ順番に指定すると入力がスムーズにできます。

※価格変更を行わない場合は、[価格の一括複写]ボタンをクリックし、保存するだけの操作です。

ユーザーサポート情報 → <http://www.fc-center.jp/support/1613.html>

6. 令和元年10月以降のスケジュールを作成します。

<<予定管理>><一覧表示> 基準年月を「令和元年10月」に設定後、[前月からの一括複写]ボタンをクリックして、10月スケジュールを作成します。提供票、提供票別表で新価格になっていることをご確認ください。既に旧価格で10月以降のスケジュールが作成されている場合は、スケジュールを再作成することで、新価格が適用されます。

※[前月から一括複写]機能は9月週間形式で登録されている他サービスのスケジュールも再度複写します。自社で居宅支援や福祉用具以外のサービスを行っている場合は、再作成して問題ないか、ご担当者様にご確認ください。前月からの複写ができない場合は、月間個人予定画面、月間個人実績画面で1貸与品ずつ、価格を変更してください。

7. 福祉用具サービス計画書（利用計画）を作成します。

必要に応じて、福祉用具サービス計画書（利用計画）を再作成してください。作成時、計画書がいつから有効かを表す基準年月を設定するようになりました。

福祉用具サービス計画書全体を新たに作成する場合、複写時の基準年月を令和元年10月にすると、提案福祉用具は10月の貸与価格で複写されます。選定福祉用具は9月の単位数で複写されるので、10月の予定スケジュールを作成後、「最新の予定から複写」ボタンで予定スケジュールから複写してください。